

板橋区パートナーシップ宣誓制度（仮称）素案のパブリックコメント実施結果

1 実施結果概要

募集期間	令和5年6月13日（火）～6月30日（金）（18日間）
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区ホームページ ・ 区公式 Twitter ・ 広報いたばし（令和5年6月17日号） ・ 板橋区統合アプリ ITA-Port ・ 男女社会参画課 Instagram ・ 男女社会参画課 Twitter ・ 広告付電子掲示板（本庁舎） ・ 区立施設における閲覧（男女社会参画課、区政資料室、各区立図書館、各地域センター） ・ パブリックコメント等区民参加情報配信制度登録者 ・ 広聴広報課 e モニター
募集対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内在住、在勤、在学の方 ・ 区内事業者 ・ 区内で活動する個人・団体等
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接持参 ・ 郵送 ・ F A X ・ Eメール ・ 区ホームページ（意見提出フォーム）
公表資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 板橋区パートナーシップ宣誓制度（仮称）素案 ・ 同概要版
意見数等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見数：37件（必須事項未記載3件、本制度の内容以外2件を除いています） ・ 意見提出人数：8名（すべて個人、必須事項未記載の方3名を除いています） ・ 提出方法別人数：意見提出フォーム5名、メール3名

2 提出された意見（意見の概要）と区の考え方

No.	項目	意見の概要	区の考え方
1	2 根拠規程	根拠規程は法規としての性質を有する「条例」とし、制度に法的安定性を持たせてほしい。	板橋区パートナーシップ宣誓制度（仮称）（以下「本制度」という。）の運用を開始後、課題を見極めながら、必要な見直しに柔軟に対応できるよう要綱としています。
2	3 用語の定義	性的マイノリティであること（性自認、性的指向）は本人からの宣誓のみに基づき受領するのか。性的指向はLGBTQばかりでなく多岐にわたると言われており、途中で変わることもあると聞く。性的指向がいろいろと変わる事による懸念はないのか。	本制度は、制度対象者である二者が、区長に対して、互いの人生のパートナーであることを誓う旨の宣誓書を提出した場合、宣誓書が提出されたことを証明する書類が交付される制度です。 宣誓内容に虚偽その他の不正等があった場合や、パートナーシップ宣誓書受領証（カード型を含む。以下「受領証等」という。）を不正に使用した場合は、宣誓を取り消すとともに、返還を求めます。 また、仮に宣誓後の性的指向の変化によりパートナーシップが解消された場合には、受領証等を添えて返還届を提出することとしています。
3		二者（双方または、「いずれか一方が」性的マイノリティ）の関係とあるが、そのような状態でのパートナーシップが成り立つものなのか。	性のあり方は人によって様々であり、「双方又はいずれか一方が性的マイノリティである二者間のパートナーシップ」も成り立つものと考えております。
4	4（1）制度趣旨	制度の趣旨に全面的に賛成する。	本制度の制度趣旨である、すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、互いの人権を尊重し、多様な生き方を認め合う共生社会の実現を目指して取り組んでまいります。
5	4（2）制度を利用できる対象者の要件	「双方が当該宣誓に係るパートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと」はどのように把握するのか。他自治体での届出内容を照会できるデータベースが存在するのか。個人の申告だけでは制度趣旨に反すると考える。	他自治体の届出内容を照会できるデータベースはなく、他にパートナーがいないことは宣誓時に書面をもって確認することとしています。 なお、宣誓内容に虚偽その他の不正等があった場合や、受領証等を不正に使用した場合は、宣誓を取り消すとともに、受領証等の返還を求めます。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
6	4 (2) 制度を利用できる対象者の要件	宣誓者の双方が、現に板橋区民であることを条件とするべきだと思ふ。	性的マイノリティカップルであることを理由に賃貸住宅の入居を断られる場合があることを考慮し、3か月以内に区内へ転入予定の方も利用できることとしています。
7		本制度は、不正行為に対して刑事罰で対応することができないため、「双方又はいずれか一方が宣誓の取消を受けたことがないこと。」を対象者要件に規定したものと解釈している。そのうえで、永続的に制度の利用を禁止するのではなく、不正を行い、あるいは発覚して宣誓が取り消されてから一定期間の利用禁止とするのが妥当だと考える。なお、刑法では重婚の場合は2年以下の懲役のためそれを目安に期間の設定をしてはどうか。	本制度は、宣誓者による宣誓のみで成り立つものであることを踏まえ、また本制度の信頼性を担保することの重要性を考え、一度でも宣誓の取消を受けた者を対象者から除いています。 要件の緩和については、いただいたご意見を踏まえ、本制度の運用開始後、実態を見極めながら、検討してまいります。
8		外国籍の場合はどのような扱いになるか。	外国籍の方も、「制度を利用できる対象者の要件」を満たす場合には、本制度を利用できます。 日本国籍の方の場合は戸籍の個人事項証明又は抄本の提出が必要なところを、外国籍の方である場合には、婚姻要件具備証明書等、独身であることを証明する書類の提出が必要です。
9	4 (3) 宣誓書とともに提出が必要な書類	既に、東京都パートナーシップ宣誓制度を利用している場合は、簡易に申請でき、素早く受理されることを期待する。	区への宣誓時点における情報を確認する必要があることや東京都から個人情報の提供は受けていないことから、東京都パートナーシップ宣誓制度の利用の有無は、区における手続きの内容に影響しません。 なお、提出書類に不備がない場合は受領証等を即日交付できるよう検討してまいります。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
10	4 (8) 宣誓の取消等	虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付（再交付を含む。）を受けたとき、又は受付票等を不正に使用したときに、宣誓を取り消し、受領証等の返還を求めることを徹底してほしい。	根拠規程に基づき適切な運用に努めてまいります。
11	4 (9) 受領証等の失効	性自認、性的指向というのが一生涯絶対に変わることはないというエビデンスはない。性的指向が変わった場合、必ず失効の手続きが行われ、受領証等の返還を求めることを徹底してほしい。	根拠規程に基づき適切な運用に努めてまいります。 なお、状況確認のため、宣誓者への定期的な連絡を検討してまいります。
12	4 (10) 通称使用	通称とはどういうものをさすのか。例えば芸名、ペンネーム、議員名、職業上の特別の名前などか。	本制度では、性自認により戸籍上の氏名に違和を感じる方に配慮し、通称の使用を可能としています。使用にあたっては、当該通称を社会生活上、日常的に使用していることが確認できる書類を提示していただきます。 なお、住民票において旧氏併記されている方や通称名登録されている外国籍の方が通称使用を希望される場合には、住民票の写しをもって確認します。
13	制度全体	素案の内容について賛成する。	本制度の制度趣旨である、すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、互いの人権を尊重し、多様な生き方を認め合う共生社会の実現を目指して取り組んでまいります。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
14	制度全体	本制度は「東京都板橋区男女平等参画基本条例」の「すべての区民が個人としての尊厳を重んじられ…」に依拠していると思う。この部分は「人権」を重んじるという枠組みの中で策定されているものであると理解すると同時に、「男女不平等」の個々の問題については、特段の個別の取り組みが必要であることが明らかであると理解している。同条例との関係について、明確に区別しておくべきだ。	本制度は、「いたばしアクティブプラン2025」(以下「プラン」という。)、 「いたばしNo.1 実現プラン2025(重点戦略・柱Ⅰ：SDGs 戦略展開③：未来へつなぐまちづくり)」に依拠しており、根拠規程は「板橋区パートナーシップ宣誓制度の取扱いに関する要綱(仮称)」として います。
15		素案だけでは何が変わるのか、何がメリットかわかりにくい。	受領証等を提示することにより、第三者に対してお二人の関係性を示しやすくなるものと考えております。
16		宣誓者が具体的にどのような利益が得られるのかがわからない。	民間事業者が制度利用者へ提供するサービスは広がりを見せており、区としても、受領証等を活用した区民サービスの拡充に努めてまいります。
17		区が認めたパートナー当事者であることによってどんな権利の主張ができるのか。権利が侵害された時にはどのような対抗手段が認められるのか。被害の告発や損害賠償請求の時、確固とした後ろ盾になるのか。	本制度は、制度対象者である二者が、区長に対して、互いの人生のパートナーであることを誓う旨の宣誓書を提出した場合、宣誓書が提出されたことを証明する書類が交付される制度です。 また、本制度は、婚姻制度とは別のものであり、法的効果を発生させるものではありません。
18	婚姻制度関係	戸籍を作った場合と異なることがあれば説明してほしい。	本制度は、婚姻制度とは別のもの であり、法的効果を発生させるものではありません。
19		「同性婚」とは別のものだと聞いたが違いは何か。	

No.	項目	意見の概要	区の考え方
20	婚姻制度関係	夫婦別姓を求めて本制度の活用はできないものと理解している。現行の婚姻制度との不公平感及び矛盾はあるか。	本制度は、性的マイノリティ当事者の生活上の不便の軽減等を目的としており、双方又は一方が性的マイノリティである二者が、区長に対して、互いの人生のパートナーであることを誓う旨の宣誓書を提出した場合、宣誓書が提出されたことを証明する書類が交付される制度です。 また、本制度は、法的効果を発生させるものではなく、利用することで戸籍や住民票の記載内容が変更されることはありません。
21		区が本制度からいずれは同性婚の制定につなげることを目指しているなら、もっと細部にわたってのきめ細かい精査が必要である。	本制度は、婚姻制度とは別のものであり、同性婚の制定につなげることを目指したものではありません。
22	周知・啓発	本制度が導入された場合は、区内の不動産事業者へ丁寧に説明が行われることを期待する。	本制度について、区民及び事業者等の理解が重要であると認識しております。本制度導入にあたり、関係事業者（不動産事業者、医療機関等）の理解促進を図るため、広く周知・啓発することで、受領証等を活用可能な民間サービスの拡充を図ります。
23		不動産事業者に対して、性的マイノリティを理由とした不当な扱いを行わないように働きかけてほしい。	
24		区内の医療機関で、本制度の宣誓者を親族に準ずるものとして扱ってほしい。	

No.	項目	意見の概要	区の考え方
25	周知・啓発	「区民及び事業者等に向けた周知及び性の多様性の理解促進に向けた啓発活動」は本制度の区民理解のために大切であるから、有効な計画を作成し、着実な実行を望む。	<p>性の多様性の理解促進に向けては、これまでも講演会やパネル展示の実施、「多様な性に関する職員ハンドブック」の公開等を行ってまいりました。</p> <p>本制度の導入を契機として、さらに性の多様性への理解が進むよう、これらの取り組みを一層推進してまいります。</p> <p>また、本制度の周知についても様々な手段を用いるとともに、機会を捉え取り組んでまいります。</p>
26		パートナーシップ宣誓制度を施行するより前に、区民への年代ごと、職業ごと、社会的立場ごとなどへの意識の啓蒙・啓発を徹底する事が先ではないか。制度ができて周りの理解が浅ければ当事者への差別はなくなる。	
27	受領証等を活用した区民サービスの提供	本制度を導入することで、区としてできること（「幅広い内容」）を具体的に教えてほしい。	<p>現時点において、東京都パートナーシップ宣誓制度の受領証の活用が可能な区民サービスは以下のとおりです。本制度導入後は、受領証等の活用により同じサービスが受けられるようになる予定です。今後、更なる区民サービスの拡充に努めてまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の必要性の認定及び認可保育施設の入所申込みに関する事務 ・ 幼児教育・保育無償化（幼稚園・認定こども園の幼稚園枠）の認定に関する事務 ・ 区立幼稚園の入園申込 ・ 里親の認定・登録（養育家庭、専門養育家庭） ・ 保健福祉オンブズマンへの申立 ・ 税証明の発行及び申告の受付
28		区独自の行政サービスにおいて対象者を同居親族と規定されているものについて、本制度の宣誓者を準親族として加えてほしい。	性的マイノリティ当事者の生活上の不便の軽減に向け、受領証等を活用した区民サービスの拡充に努めてまいります。
29		区立高齢者住宅・区営住宅・改良住宅の入居要件の「同居親族」に本制度の宣誓者も加えてほしい。	

No.	項目	意見の概要	区の考え方
30	その他	<p>ジェンダーに関わるマイノリティ性を持つ方の困難はパートナーシップ制度だけでは解決しきれない。「いたばし No.1 実現プラン 2025」の重点戦略・柱 I :SDGs 戦略 展開 ③ : 未来へつなぐまちづくりには、「地域経済の持続的な維持・発展」や「未来都市づくり」などが含まれている。就業や公共施設の利用で偏見に基づく取扱いにさらされることが多いのがトランスジェンダーやノンバイナリーであり、こういった点の公正に向けた施策の推進に資する「性の多様性条例」又は「LGBT 差別解消条例」を本制度とあわせて検討してほしい。</p>	<p>性の多様性の理解促進に向け、周知・啓発の取組を一層推進してまいります。</p> <p>今後、取組の成果状況等を見極め、新たな手法を検討していく際に、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>
31		<p>区はパートナーシップ宣誓制度（対、多様性）と「男女平等推進」をどのような位置付けで捉えているか、多様性の一部として「男女平等」を位置付けているのか明確にしてほしい。</p>	<p>性別及び性のあり方については、年齢・人種・国籍・文化等と同様に多様性を構成する要素の一つであると認識しています。</p> <p>今後も、多様性理解促進と男女平等推進ともに取り組んでまいります。</p>
32		<p>パートナーシップ宣誓制度創設に際し「制度創設依拠」を述べるのであれば、同様の創設依拠で「男女平等社会」への取組を強化してほしい。多様性・パートナーシップ宣誓制度という流れに埋没して、まるで「男女平等は達成されている」と言わんばかりの予算、事業の在り方で縮小していくような事態にならないよう「板橋区の事業全体（全て）」の中に位置づけた上でそれぞれの取組を強化してほしい。</p>	<p>「プラン」は、「いたばし No.1 実現プラン 2025」と整合・連携を図り策定されており、区では、「プラン」の着実な推進により、「社会的につくられた性差（ジェンダー）にとらわれず、また、多様な個性を理解し、認め合い、支え合うことで、誰もが能力を発揮できる「いたばしグッドバランス」の実現」が達成できるよう、全庁をあげて取り組んでいます。</p> <p>今後も、男女平等推進と多様性理解促進ともに取り組んでまいります。</p>

No.	項目	意見の概要	区の考え方
33	その他	<p>SDGs の目標 5 について、国連は 17 目標の中に取り入れるものとしています。板橋区も SDGs 戦略は No.1 実現プランの中で同様の位置づけになっていると認識している。もし、そうであれば、現在「男女平等社会推進」に向けて取り組まれている実態はあまりにもお粗末すぎて世界の流れに逆行しているのではないか。一見、パートナーシップ宣誓制度と関連ない様に受け取られがちだが、片や進行、片や後退・縮小はあり得ないと認識している。</p>	<p>「いたばし No.1 実現プラン 2025」において、SDGs 戦略は、重点戦略（厳しい財政運営が想定される中であっても、ポストコロナ時代の「新たな日常」を見据え、限られた経営資源を集中的に投入することで、行政サービスの質の向上を図る戦略）の一つに位置付けられており、SDGs が掲げる「誰一人取り残さない」という基本理念をもとに、心から安心して暮らせる安全なまちの実現をめざすというビジョンを掲げて、様々な取組を行っています。</p> <p>なお、区では、「いたばし No.1 実現プラン 2025」と整合・連携が図られた「プラン」の着実な推進により、「社会的につくられた性差（ジェンダー）にとらわれず、また、多様な個性を理解し、認め合い、支え合うことで、誰もが能力を発揮できる「いたばしグッドバランス」の実現」が達成できるよう、全庁をあげて取り組んでいます。</p> <p>今後も男女平等推進と多様性理解促進ともに取り組んでまいります。</p>
34		<p>男女社会参画課の現陣容のまま「多様な生き方を認め合う共生社会の実現」を目指し、パートナーシップ宣誓制度を推進していくには無理があると思う。制度の趣旨からみても、板橋区に人権基本条例を設定し、又は、その前段階であっても板橋区全体で取り組むための組織が別途必要ではないか。</p>	<p>「プラン」では、誰もが参画・活躍できる「共生社会」、多様性を活かす豊かな「成長社会」、暴力やハラスメントのない「安心・安全社会」の 3 つを「めざす姿」として設定し、様々な観点から人権尊重に取り組んでいます。</p> <p>今後も適正な組織・人員体制のもと、本制度の創設・運用に取り組んでまいります。</p>

No.	項目	意見の概要	区の考え方
35	その他	<p>現在の社会は男女（ジェンダー）が完全に平等になっているとは決して言えない。</p> <p>人種、年齢、出身国籍、学歴、障がい等の平等を扱う部署を別に創設するべきではないか。</p>	<p>「プラン」は、男女平等参画社会の形成をめざす基本理念を堅持しつつ、人種や性別、年齢や身体的特徴等多様な人のあり方を理解し認め合い活かす D&I の視点を取り入れており、全庁をあげて取り組んでいます。</p> <p>今後も適正な組織・人員体制のもと、男女平等推進と多様性理解促進ともに、全庁で取り組んでまいります。</p>
36		<p>本制度を今後男女社会参画課が担当するのは、職員数が決して多くないことを考えると無理ではないかと心配だ。</p>	<p>今後も適正な組織・人員体制のもと、本制度の創設・運用に取り組んでまいります。</p>
37		<p>パートナーシップ宣誓書受領証カード型はいずれマイナンバーカードに紐付けされるのか。</p>	<p>マイナンバーカードと紐付けはされません。</p>